

浦添市地域見守りネットワーク事業実施要綱

平成30年1月31日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市（以下「市」という。）、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び見守り協力団体が相互に連携し、「発見・つなぐ・見守り」活動において、地域見守りネットワークを構築することにより、誰もが安心して暮らせる福祉のまちを形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、浦添市地域見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）とは、市内の各団体又は企業等のうち（以下「事業者等」という。）、市及び市社協と事業の協力に関して協定を締結した団体（以下「見守り協力団体」という。）と見守りネットワークを構築し、地域住民の見守り、安否確認、声かけ等への対応を行う事業をいう。

(協定の申込み・締結)

第3条 市及び市社協は、地域見守りネットワークを構築するため、事業者等に対し事業の協力を募集するものとする。

2 見守り協力団体として申出をしようとする事業者等は、「浦添市地域見守りネットワーク事業協力申込書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長及び市社協は、前項の届出があったときは、当該届出をした事業者等と「浦添市地域見守りネットワーク事業協定書」（様式第2号）を締結する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定を締結することができないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が見守り協力団体として適当でないと認める事業者等

4 市及び市社協は、前項の見守り協力団体を「浦添市地域見守りネットワーク協力事業者名簿」（様式第3号）に登録し、市及び市社協のホームページ等に掲載して公表するものとする。ただし、市及び市社協のホームページ等での公表を希望しない事業者等については、公表しない。

5 見守り協力団体は、同条第4項の規定により登録した事業所名、所在地又は代表者の役職及び氏名に変更が生じたときは、「浦添市地域見守りネットワーク事業異動届出書」（様式第4号）を市長に届け出るものとする。

6 見守り協力団体は、協力事業の登録の解除をしようとするときは、「浦添市地域見守りネットワーク事業協力解除願」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

7 市長は、見守り協力団体が前項の提出をしたとき、又は見守り協力団体として適当でないと判断したときは、「浦添市地域見守りネットワーク事業解除通知書」（様式第6号）により、協定を解除するものとし、見守り協力団体は、浦添市地域見守りネットワ

ーク事業協定書を市に返還しなければならない。

(事業内容)

第4条 見守り協力団体は、通常業務を行う中で地域住民の異変に気づいたときは、市又は市社協に連絡するものとする。

2 市及び市社協は、前項の連絡があったときは、速やかに必要な支援及び対応を行うものとする。

3 見守り協力団体は、地域住民の安全確保の上で必要と判断した場合は、直接浦添警察署及び浦添消防署に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 見守り協力団体は、活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年1月31日市長決裁)

この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

様式第2号

浦添市地域見守りネットワーク事業協定書

地域見守りネットワーク事業の目的を達成するために、浦添市（以下「甲」という。）と社会福祉法人浦添市社会福祉協議会（以下「乙」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、この協定を締結する。

（事業の目的）

第1条 地域見守りネットワーク事業は、浦添市（以下「市」という。）、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び見守り協力団体が相互に連携し、「発見・つなぐ・見守り」活動において地域見守りネットワークを構築することにより、誰もが安心して暮らせる福祉のまちを形成することを目的とする。

（事業内容）

第2条 丙は、見守り協力団体として、通常業務を行う中で地域住民の異変に気づいた場合は、その情報を甲又は乙に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、丙から前項の情報を受けたときは、関係機関等の協力を得て必要な対応をとるものとする。

3 丙は、地域住民の安全確保の上で必要と判断した場合は、直接浦添警察署及び浦添消防署に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

（責任の免除）

第4条 丙は、第2条の活動について、甲及び乙から責任を問われることはないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲、乙及び丙は、1ヶ月以上の予告期間を設けて、書面で通知することによりこの協定を解約することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議した上で定めるものとする。

協定書の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長

乙 浦添市仲間一丁目10番7号
社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会
会 長

丙 浦添市〇〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇

様式第 4 号

平成 年 月 日

浦添市長 宛

事業所名

所在地

代表者の役職・氏名

印

担当者役職・氏名

連絡先

浦添市地域見守りネットワーク事業異動届出書

浦添市地域見守りネットワーク事業実施要綱第 3 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

旧	事業所名称	(ふりがな)
	所在地	〒
	代表者の役職・氏名	
新	事業所名称	(ふりがな)
	所在地	〒
	代表者の役職・氏名	
	浦添市及び市社協のホームページ等で事業所名及び所在地の公表 (希望する ・ 希望しない)	

様式第5号

平成 年 月 日

浦添市長 宛

事業所名

所在地

代表者の役職・氏名

印

浦添市地域見守りネットワーク事業協力解除願

浦添市地域見守りネットワーク事業の協力を、下記のとおり解除したいので提出します。

記

事業所名称	(ふりがな)
所在地	〒
登録解除年月日	年 月 日
理由	
担当者の役職・氏名 (電話)	(☎ —)

様式第6号

平成 年 月 日

様

浦添市長

印

浦添市地域見守りネットワーク事業協力解除通知

年 月 日に締結した浦添市地域見守りネットワーク事業協定書について、浦添市地域見守りネットワーク事業実施要綱第3条第7項の規定に基づき、下記のとおり解除するので通知します。

記

解除理由